

別表3（第3条関係）「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準（廃棄物保管場所が共用であるテナント用シート）

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名

●確認項目（※記入不要。京都市が記入します。）

	項目	適否
(1)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2)	適切なごみ袋（一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋、産業廃棄物においては、袋を使用せず、容器等を使用している場合を含む。）等を使用している。	
(3)	決められた廃棄物保管場所を把握している。	
(4)	事業所内でのごみの分別管理ができています。	
(5)	ビルや商業施設等の廃棄物保管場所のルールのとおり分別している。	
(6)	（製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学及び集合住宅管理者のみ対象（付表参照） 条例第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第3項、第14条第3項、第15条第1項及び第16条第1項に規定する2R及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(7)	条例第17条第1項の規定による当該年度の報告書兼計画書を期限内に提出している（該当する事業者※1のみ対象）。	
(8)	条例第26条第2項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（特定食品関連事業者※2のみ対象）。	

※1…・小売業者及び飲食店業者（1店舗の延床面積が500㎡以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者）

・ホテル・旅館業者（1店舗の延床面積が1,000㎡以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者）

・大学（京都市内の全ての大学・短期大学）

※2…事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業の用に供する建築物の床面積の合計が3,000㎡以上である事業所を有する事業者